

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
1	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-1)	設置許可時の議論を踏まえ、7項目の保安規定条文への反映に係る基本的な考え方について、資料上で明確にし、説明すること。 (第2条「基本姿勢」として反映したことに対する基本的な考え方。「基本姿勢」と安全文化醸成活動、品質方針との関係。KKのみならず他サイトの保安規定へ展開した理由等、を含む。)	資料②-1 スライド1	・安全文化醸成に関わる事項としての考えを具体的に記載した。具体的には、安全文化の観点から第2条に反映すること、基本姿勢として要約したこと、継続するために品質保証活動とし第3条に紐づけることを記載した。 ・また、基本姿勢は社としての共通の姿勢と考え、3発電所に展開したことを記載した。	済
					資料②-1 スライド6	保安規定に定める基本方針、品質方針、安全文化の方針等の関係を整理し、基本姿勢と品質方針の関係を明確にして記載した。	済
2	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-2)	No.1の福島第一の覚悟と実績について、実績は条文にするのは難しいので資料で明確にして説明すること。	資料②-2 p2	福島第一の取組実績は、説明資料に反映することとし、代表例(汚染水対策、プール内燃料の取り出し、燃料デブリ取り出し)を追記した。	済
3	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-2)	説明に当たっては、改革プランと監視室、外部レビューなどの役割と関連性、QMSの監査も含めて整理した上で説明すること。	資料②-2 p5	当社の監視を中心とした社内組織として、内部監査室、原子力安全監視室、原子力改革特別タスクフォースの関係を図に整理した。また、WANO等の社外組織も含め、主な役割と組織との相関関係図として記載した。	済
4	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-2)	資料②-2 No.6の組織改編に係る説明について、当該記載だと誤解を招く記載となっているため記載を適正化すること。	資料②-2 p8	No6の記載は、社長の責任について明記することが目的であり、組織改編に係る説明は誤解を招くことから記載を削除した。	済
5	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-2)	説明内容において、マネレビにおいて未達や不十分だった場合、どのような対応を取るのか、全体的にPDCAのAの記載に乏しいことから、記載を充実化すること。	資料②-2 p2~9	No1~No7の各項目の「主要な取組と具体的な業務内容」において追記を図った。追記した内容は、各要素に応じて、PDCAを回すものについて、実施する内容に対し、どのような場合に改善策を講じるのかを記載した。	済
6	ヒヤリング	2020/4/9	7項目 (資料②-2)	No.4リスクに係る取り組みの説明において、ハザードのインプット、すなわち新しい知見への対処については記載されていないので、実施するのであればその旨記載すること。	資料②-2 p6	新しい知見をリスクとして管理するため国内外の情報収集を行い、設計基準への影響をもとに検討のインプットにしていることから、その旨を記載した。	済
7	ヒヤリング	2020/4/16	7項目 (資料②-1)	P.6 安全文化醸成の基本方針を品質方針へ統合する時期について明確化すること。	7項目 (資料②-1)	4/21審査会合資料(資料1-3-1)へ反映する。	済
8	ヒヤリング	2020/4/16	7項目 (資料②-1)	3条の記載において、基本姿勢と品質方針が並列に記載されているが関係性が不明確であることから明確化すること。	7項目 (資料②-1)	4/21審査会合資料(資料1-3-1)へ反映する。	済
9	ヒヤリング	2020/4/16	7項目 (資料②-2)	P.5 原子力安全監視室と原子力改革タスクフォースのそれぞれの役割、関係性についてより詳細に記載すること。	7項目 (資料②-2)	4/21審査会合資料(資料1-3-2)へ反映する。	済
10	ヒヤリング	2020/4/16	審査・資料提出 スケジュール (資料③)	提出予定資料について、先行電力にて提出している審査資料を踏まえ不足の無いこと、及び東京電力特有の資料について説明すること。	回答資料①	回答資料①にて説明する。	済
11	ヒヤリング	2020/4/16	審査・資料提出 スケジュール (資料③)	サーベイランスについてはROP導入に伴う保安規定審査基準改正により実条件性能確認が必要とされているため、SA設備のサーベイランスについてもその観点で説明すること。	別途作成	別途、SA設備に係るLCO/AOT設定の説明に合わせて説明する。(5月末頃)	
12	ヒヤリング	2020/4/17	17条の7 (参考資料①)	P.11 添付3実施基準1.1(1)(セ)c. 本社対策本部との情報共有について 先行電力に記載のある「発電所対策本部が事故対応に専念でき、また、発電所内外へ広く情報提供を行う。」について、現状KKには記載されていないが、目的の明確化という観点で記載の可否を検討すること。	各社比較表 p11 (回答資料②)	目的の明確化のため、設置許可通りの記載に変更した。	済
13	ヒヤリング	2020/4/17	17条の7 (参考資料①)	P.20 添付3実施基準1.2(1)ウ(ウ) 複数のアクセスルートの確保及び選定について 先行電力では「複数のアクセスルートより早期に復旧可能なアクセスルートを選定する」旨記載があり、KKにおいては複数のルートの確保と選定について別々に記載され、分かりにくいので、明確化を検討すること。	各社比較表 p20 (回答資料②)	「複数のアクセスルートより早期に復旧可能なアクセスルートを選定する」旨追記した。	済
14	ヒヤリング	2020/4/17	17条の7 (参考資料①)	P.23 添付3実施基準1.3(1)ウ 炉心の著しい損傷時の水素制御について 現状の記載案では、先行電力にて記載のある、炉心の著しい損傷時の水素爆発に係る手順について、設備の相違との理由で記載がされていないが、水素監視等の手順はあると考えられることから、その関係を含め、記載の可否を検討すること。	各社比較表 p23 (回答資料②) (回答資料④)	PWRは、燃料損傷直後に発生する水素ガスの濃度を制御することが原子炉格納容器の破損を防止するために重要である。 一方BWRは、水素ガスよりも水の放射線分解で発生する酸素ガスの方が重要となる。 酸素ガスの発生には時間を要するため、BWRにおいて原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき判断基準は、設置許可に記載した通り、格納容器圧力が限界圧力に達する前、又は、格納容器からの異常漏えいが発生した場合の判断基準とする。	済
15	ヒヤリング	2020/4/17	17条の7 (参考資料①)	P.23 添付3実施基準1.3(1)エ(ア)、(イ) 主語の明確化について 柱書に発電GM及び防災安全GMと主語が2箇所現れているが、その後の(ア)、(イ)の項における業務ではそれぞれ別の箇所が実施するとのことであるため、記載を適正化すること。	各社比較表 p23 (回答資料②)	発電GMと防災安全GMの役割の明確化から、(ア)及び(イ)項に主語を明記した。	済
16	ヒヤリング	2020/4/17	17条の8 (参考資料①)	P.35 添付3実施基準2.1(3)(ア) 可搬SA設備の保管に係る竜巻への考慮について 可搬SA設備の保管に係る対策において、竜巻に対する考慮が記載されていないが、添付2(自然現象)に記載があるものの、当該箇所においても明確化のため、記載を検討すること。	各社比較表 p35 (回答資料②)	当社の設置許可では、竜巻により大規模損壊には至らないと評価している。 このため、竜巻の分散配置については「添付2 6. 竜巻 6. 4手順書の整備(1)飛来物管理の手順イ」にて記載している。 また、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、影響を受けない場所に分散して配備することとしており、この旨は、(イ)項に記載済みである。	済
17	ヒヤリング	2020/4/17	17条の8 (参考資料①)	P.41 添付3実施基準2.2(5)イ(ア)a. 大規模な火災発生時の消火手順 消火活動時の通信手段についての記載が先行電力との「運用の相違」ということで当該箇所については省略されているものの、明確化のため記載を追記することを検討すること。	各社比較表 p41 (回答資料②)	コメントを踏まえて以下を追記した。 自衛消防隊による消火活動を行う場合でも、消防用に使用する無線連絡設備の回線と事故対応用の無線連絡設備の回線は同一であることから、緊急時対策本部との継続した連絡が可能である。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
18	ヒヤリング	2020/4/17	12条 (参考資料①、 TS-58)	TS-58にて防災体制に係る説明はあるが、保安規定12条の各条項における説明が不足していることから、別途説明すること。	各社比較表 p50 TS-23 (回答資料③)	4項については、TS-23にて緊急時対策要員の力量確保の考え方を説明する。 5項以降については、TS-43にて緊急時対策要員確保の考え方を説明済み。(4/24)	済
19	ヒヤリング	2020/4/17	12条, 17条の 7,8 (参考資料①)	緊急時対策要員について、KKは「発電所内」に必要人員を全員常駐させるということであるが、その旨を示す明確な記載が無いことから、明確化を検討すること。	各社比較表 p8, p9, p32 (回答資料②)	17条7実施基準 1.1(1)ア.の(ク)b.及び(サ)a.、17条8実施基準 2.1(1)に明確な記載あり。 ただし、17条7では「発電所内」、17条8では「発電所構内」と相違があるため、「発電所構内」に統一した。	済
20	ヒヤリング	2020/4/24	TS-23	資料3「重大事故等対応に係る机上訓練における成立性確認」(P36) 訓練対象者「復旧班員」とあるが保安規定に基づく所属・役割が不明確(緊急時対策要員か否か)のため明確化すること。	TS-23 (回答資料⑤)	教育対象者が、緊急時対策要員の復旧班員であることを明確にした。	済
21	ヒヤリング	2020/4/28	17条の2 (参考資料③、 TS-46)	内部溢水特有の資機材は無いと整理しており、TS-46の資機材一覧は「なし」としている。一方、地震・津波発生時の対応に必要な資機材を配備すると保安規定添付2には記載があるが、TS-46の資機材一覧には「なし」としており不整合が生じているため、別途説明すること。	各社比較表 p2, p8 (回答資料⑥)	工認上は内部溢水、地震及び津波に関する資機材は無いが、保安規定17条に定める他の事象との横並びの観点から、保安規定17条の2及び添付2の内部溢水について「資機材の配備」を追加した。 なお、今後内部溢水、地震及び津波に関する資機材を配備した場合には同規定に基づき管理する。	済
22	ヒヤリング	2020/4/28	17条の2 (参考資料③)	比較表P8 添付2実施基準2.3(1)ア.(イ) 内部溢水 溢水発生時の措置に関する手順について「燃料プール冷却浄化系やサブプレッションプール浄化系が機能喪失した場合、残留熱除去系による～」について「場合“の”」は不要ではないか。文章の記載の適正化をすること。	各社比較表 p8 (回答資料⑥)	コメントを踏まえ、「場合“の”」を記載の適正化の観点から削除した。	済
23	ヒヤリング	2020/4/28	17条の2 (参考資料③)	比較表P9 添付2実施基準2.3(1)ア.(ク) 「定検作業時」について、ROP改正をふまえ、用語の修正を検討すること。	各社比較表 p9 (回答資料⑥)	新規基準(ROP)の法令改正をふまえ、「定検作業時」から「定検停止時等の作業」へ用語の修正を実施する。また、保安規定条文におけるROPIに係る用語はこれ以外の箇所についても適宜修正を行っていく。 なお、「定検停止時等」としたのは、当該号機の定検停止時に限らず、作業により防護対象設備の不待機や扉の開放等を行う場合は必要な安全機能が損なわれないよう管理することを、明確にするため追記した。	済
24	ヒヤリング	2020/4/28	17条の4 (参考資料③)	比較表P20. 添付2実施基準4.4 地震 手順書の整備について 津波や竜巻では、自然現象発生により設備の健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備の確保や補修により安全機能を維持するとして記載はあるものの、地震発生時の代替設備の確保は必要なのか検討すること。	各社比較表 p20 (回答資料⑥)	耐震重要度に応じてそれぞれの耐震クラスが設定されており、設置許可においても代替設備の確保等に関する記載はないが、保安規定17条に定める他の事象との横並びの観点から、津波、竜巻と同様に地震においても「代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等」に係る規定を追加した。 なお、原子炉スクラムが発生しないような地震によりLCOに定める安全設備に不具合が発生した場合は、要求される措置に従い対応する。	済
25	ヒヤリング	2020/4/30	17条の3 (TS-78)	P11 炉規則第八十四条の二 五号イの対応について【先行との比較】 改良型フィルタ閉塞時間について、先行電力は210分に対して東電K7は24時間以上の評価結果としている。 評価において、風速や気中火山灰濃度の影響を説明すること。 また、試験条件における試験風速(2.03m/s)とした根拠を示すこと。	17条の3 (TS-78 改訂1) P105,106 資料3	風速がクリティカルなパラメータであること、及び可能な限り改良型フィルタの有効面積を稼ぐことで面風速を低減した結果であることを追記した。 また、運転時の系統風量および有効面積から算出した過程を記載した。	済
26	ヒヤリング	2020/4/30	17条の3 (TS-78)	P29 各対応手段に対する必要設備について 炉規則第八十四条の二の炉心の著しい損傷を防止するための対策として、必要な設備に格納容器ベント(FCVS)が含まれるか整理すること。	17条の3 (TS-78 改訂1) P30,31 資料2	火山影響等発生時における炉心冷却のための対応手段に、格納容器ベント(FCVS)が含まれることを明記した。	済
27	ヒヤリング	2020/4/30	17条の3 (TS-78)	P48 火山影響等発生時における炉心冷却のための対応フロー 火山噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合の対応着手までのフローをP9の「原子炉の停止基準及び火山灰対応の着手基準判断フロー図」と整合させること。	17条の3 (TS-78 改訂1) P48 資料2	火山影響等発生時における炉心冷却のための対応フローにおいて、「原子炉の停止基準及び火山灰対応の着手基準判断フロー図」と火山噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合の対応着手までのフローが整合するように記載を見直した。	済
28	ヒヤリング	2020/4/30	17条の3 (TS-78)	TS-78 高濃度火山灰対応について 先行電力のTS-78と比較して、先行電力において当社の説明資料にないものがあれば、その理由を明確にすること。	回答資料⑦	回答資料⑦「大飯発電所と柏崎刈羽原子力発電所との審査資料記載事項の比較表」に示すとおり、先行電力との比較を行い、その差異理由について明確化した。	済
29	ヒヤリング	2020/4/30	17条の3 (TS-78)	P99 改良型フィルタの性能試験について 試験装置の灰受けを設けることが実機を模擬することに対して影響がない旨を資料で説明すること。	17条の3 (TS-78 改訂1) P104,105 資料3	架台にフィルタを設置しており実機においてもフィルタにより叩き落とした灰が落下する挙動となる旨を追記した。また、架台にとりつけたフィルタのポンチ絵を追加した。	済
30	ヒヤリング	2020/4/30	17条の3	添付2において火山と積雪をまとめているが、積雪発生時に係る体制の整備を保安規定上どのように位置づけているのか説明すること。	17条の3 参考資料③ p.11	保安規定の条文上、火山影響等発生時の体制の整備は第17条の3、積雪を含むその他自然現象発生時の体制の整備は第17条の4に規定をしている。 また、保安規定の添付2においては、建屋屋上に堆積した積雪の除去等、積雪発生時の体制の整備に係る規定は、火山影響等発生時の体制の整備に係る規定と同様であることから、火山と積雪をまとめて記載している。	済
31	ヒヤリング	2020/5/8	審査資料全般 (回答資料①)	回答資料①の「先行PWR電力との差異理由」で「ROP保安規定において説明」と記載している箇所はROPIにて説明した箇所を示すこと。	回答資料① (改訂1)	ROPIにて説明した箇所を回答資料①に赤字追記した。	済
32	ヒヤリング	2020/5/8	12条 (回答資料③)	保安規定第12条の表12-3に記載されている緊急時対策要員50名以上が構内で常駐していることを確認する方法を示すこと。	【回答資料⑧】 緊急時対策本部運営要領	保安規定12条の要求事項については、3次マニュアル「緊急時対策本部運営要領」に記載している。具体的な要員数の確認手段や記録方法について記載した改訂案を示す。	済
33	ヒヤリング	2020/5/12	17条 (参考資料⑤)	P3,P5 17条 計画の策定について 17条本文の「計画」が何かを説明資料上明確にすること。添付2の火災防護計画と同じものなのか。	【回答資料⑨】 各社比較表p3 (参考資料⑤)	17条本文の「計画」は火災防護計画等の社内マニュアルであり添付2と同じである。社内マニュアル上の承認者は部長であるため所長から部長に変更した。 計画が何を指すかについては、他事象も同様に説明資料で明確にする。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
34	ヒヤリング	2020/5/12	17条 (参考資料⑤)	P7 17条 教育訓練の実施について 1.3(1)イ.(ア) 外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練に対して、外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練がどの項目で規定されているかを明確にすること。	【回答資料⑨】 各社比較表p7 (参考資料⑤)	外部火災発生時の消火活動については、p7のウ.「火災が発生した場合の消火活動」で教育訓練を規定している。	済
35	ヒヤリング	2020/5/12	17条 (TS-71)	P2 格納容器内における火災の感知・消火について 格納容器内の火災感知器を原子炉停止時に取り替えることだが、どの程度の物量を取り替えるか説明資料上明確にすること。 また、火災感知器の取替えについてどこに規定されているか明確にすること。	【回答資料⑩】 TS-71 【回答資料⑨】 各社比較表p11 (参考資料⑤)	格納容器内の火災感知器として、熱感知器及び煙感知器を設置しており、プラント停止時に健全性を確認し、機能喪失した感知器の取替を行うこととしており、その旨をTS-71に追記した。 また、火災感知器の取り替えは、火災の実施基準の「ナ.保守管理、点検」の条文に基づき、保守管理計画を定め実施する。	済
36	ヒヤリング	2020/5/12	17条 (TS-68)	P3 一般火災対応要員とSA/大規模損壊時の火災対応の要員について 一般火災発生時に備えた10名以上の体制について、より分かり易く説明すること。	【回答資料⑪】 TS-68	一般火災では、プラント内やその他区域によって対応する要員が異なるため最小値を記載している。その火災の発生場所により対応要員が異なる旨をTS-68にて明確にした。	済
37	ヒヤリング	2020/5/12	17条 (TS-23)	P67 火災発生時の教育訓練について 火災発生時の対応訓練に「原子炉格納容器内の火災対応訓練」を明記すること。	【回答資料⑫】 TS-23	火災発生時の教育訓練について 火災発生時の対応訓練に「原子炉格納容器内の火災対応」が含まれていることをTS-23に明記した。	済
38	ヒヤリング	2020/5/12	17条 (参考資料⑤)	P10 外部火災によるばい煙発生時の対応について バグフィルタの取替え清掃等が運用上不要である理由を明記にすること。	【回答資料⑨】 各社比較表p10 (参考資料⑤)	ばい煙発生時には、ばい煙の侵入防止のためダンパを閉止する運用となっており、ダンパを閉めた後は後段のバグフィルタの差圧を確認しても差圧の変動は顕れないので確認の行為は定めないこととする。 なお、通常時からフィルタ差圧は監視しておりダスト等で差圧が上昇した場合は、通常の保守管理の範囲で取り替える運用としている。	済
39	ヒヤリング	2020/5/12	118条 (参考資料⑤)	【その他】 P15 表118-1 所員への保安教育について 非常の場合に講ずべき処置に関する保安教育内容のうち、その他自然災害発生時と有毒ガス発生時をまとめて教育する記載としている。内容に相違がないため先行電力に記載を合わせる。	【回答資料⑨】 各社比較表p15 (参考資料⑤) 【回答資料⑫】 TS-23	非常の場合に講ずべき処置に関する保安教育内容のうち、その他自然災害発生時と有毒ガス発生時の項目をまとめて記載していたが、項目を分けて記載することとした。	済
40	ヒヤリング	2020/5/12	17条 (参考資料⑤)	【その他】 P9 先行電力の中央制御盤内における火災発生時の対応に記載されている火災発生箇所が特定できない場合を想定したサーモグラフィカメラ等を使用する消火活動は、当社設置変更許可にも記載されているため規定する。	【回答資料⑨】 各社比較表p9 (参考資料⑤)	以下の一文を保安規定に追加した。 「さらに、火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を配備する。」	済
41	ヒヤリング	2020/5/12	17条の6 (参考資料⑤)	【その他】 P4 資機材等の整備について 各項目に関わる主語となるグループを明確にする。	【回答資料⑨】 各社比較表p4 (参考資料⑤)	規定の主語を明確にした。	済
42	ヒヤリング	2020/5/12	17条の6 (参考資料⑤)	【その他】 P4 警報装置及び通信連絡設備について 異常時の対応に関する手順にSPDSが含まれることを明確に規定する。	【回答資料⑨】 各社比較表p4 (参考資料⑤)	異常時の対応に関する手順に安全パラメータ表示システム(SPDS)が含まれる旨を保安規定に明記した。	済
43	ヒヤリング	2020/5/12	17条の2 (コメントNo.23)	「定事検停止時等」の具体的な内容について、説明資料に明記すること。 【その他】 内部溢水の定事検停止時等における運用管理については、作業時の状態管理として必要なものであることから17条(火災)の添付2実施基準にも反映する。	【回答資料⑬】 各社比較表 (参考資料③) 【回答資料⑭】 TS46	コメントNo.23にて回答した内容について、TS46に追記した。 また、17条の1火災に関しても定事検停止時等における運用管理については内部溢水と同様、作業時の状態管理として必要なものであることから、実施基準に記載を追記した。	済
44	ヒヤリング	2020/5/12	17条の2 (コメントNo.24)	地震後(原子炉スクラムせず)ブローアウトパネルが開放した場合、重大事故等対処設備のブローアウトパネル閉止装置により閉止したとしても保安規定第49条(原子炉建屋)の要求される措置である「原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる」が満足したことにはならないことを明記すること。	(LCO条文説明時に示す予定)	保安規定第49条(原子炉建屋)に係る文書に左記のコメントの内容を記載する。	済
45	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P46 第4 図 火山影響等発生時における対応のタイムチャートについて 項目イ、ロ、ハのタイムチャートの対応関係を明確にすること。 (ハ、ロがイのバックアップ手段ならばそれを明確にすること)	17条の3 (TS-78改訂1) P46 資料2	第4図「火山影響等発生時における対応におけるタイムチャート」において項目ハ、ロの対応事項が項目イの対応事項のバックアップ手段であることを明記した。	済
46	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P46 格納容器ベント操作において、フィルタ装置の水位調整準備(ドレン移送ポンプの水張)が降灰後に実施することとしている。 降灰前後の作業を整理して、降灰後の屋外作業がある場合は視認性に対する見解を説明すること。	17条の3 (TS-78改訂1) P46 資料2 別紙1 (参考)追加 P88~91	格納容器ベント操作のうち、「フィルタ装置水位調整準備」及び「フィルタ装置水位調整等」は降灰後に実施する屋外作業であるため、その旨をタイムチャート上に明記した。 また、降灰後の屋外作業の視認性に対する評価を行い、説明資料に追加した。	済
47	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P46 第4 図 火山影響等発生時における対応のタイムチャートについて タイムチャートにおいて同じ要員が複数の作業をするのであればその動線が分かるようにすること。	17条の3 (TS-78改訂1) P46 資料2	降灰前に通信連絡設備の確保作業を行う緊急時対策要員と、16時間後に格納容器ベント操作のフィルタ装置水位調整準備を行う緊急時対策要員は異なる者である。前者は発電所に常駐している者が、後者は噴火後に参集する者が対応する。 それが分かるようにタイムチャートを修正した。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
48	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P24 改良型フィルタを取り付ける非常用ディーゼル発電機が2台でその対象が決まっているのであればそれを明確にすること。	17条の3 (TS-78,改訂1) P24 資料2	改良型フィルタ取り付け後に、非常用ディーゼル発電機A、B系の2台運転を行う。 給気ラインに改良型フィルタを取り付ける非常用ディーゼル発電機は、A、B系であることを明記した。	済
49	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P57 第14図の図名称を説明の目的が理解しやすい名称に見直すこと。	17条の3 (TS-78,改訂1) P57 資料2	・第14図の図名称を「5号炉緊急時対策 換気経路の確保」に見直した。	済
50	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P52, P93 改良型フィルタ取付け時の必要要員数が非常用ディーゼル発電機何台に対して何人必要なか明確にすること。	17条の3 (TS-78,改訂1) P52,97 資料2	非常用ディーゼル発電機A、B系の2基に改良型フィルタ取り付け。1基あたり2名で、並列でA系B系同時に対応する。この作業の流れをタイムチャートに明記した。	済
51	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P48 第5図 火山影響等発生時における炉心冷却のための対応フローと 第7図, 第11図, 第13図 対応手順の概要について、対応関係を明確にすること。	17条の3 (TS-78,改訂1) p.48~56 資料2	各図に対してイ、ロ、ハのどの対応かがわかるよう、図名称に追記した。	済
52	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P88 火山影響等発生時の炉心冷却に有効な手段の選定について非常用ディーゼル発電機の補機類の影響評価を説明している資料と紐づけをしておくこと。	17条の3 (TS-78,改訂1) P92 資料2	非常用ディーゼル発電機の補機類の影響評価等を資料4「降下火砕物に対して評価すべき施設の抽出」に記載している旨を追記した。	済
53	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P100 改良型フィルタの性能試験について 実機はルーバーが設置されているが、性能試験はルーバーを考慮せず保守的に評価しているとの説明であったが、その旨を説明資料に明記すること。 また、試験条件の許容差圧については、DG機関とDG室空調に必要な給気にかかる許容差圧を明確にした上で根拠を説明すること。	17条の3 (TS-78,改訂1) P103,105 資料3	実機においては外気を取り入れる建屋開口に雨滴の侵入を防ぐ目的でウェザールーバーが設置されており、これにより降下火砕物の流入も妨げられると考えられるが、改良型フィルタの性能確認においては保守的にウェザールーバーによる影響は考慮せず、気中の降下火砕物の全量が流入する想定している。本趣旨を、試験条件の保守性として、説明資料に追記した。 また、許容差圧については給気流路に生じる圧力損失を評価し、非常用ディーゼル発電機機関に許容される圧力損失と非常用ディーゼル発電機を設置した部屋を冷却する送風機に許容される圧力損失を比較したうえで、裕度の小さい送風機の許容差圧を試験条件として設定した旨を追記した。	済
54	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P111 「燃料移送ポンプ及び電動機はその構造上から降下火砕物が内部に侵入することはない」について、屋根等で防護する場合は、その旨を明記すること。	17条の3 (TS-78,改訂1) P117 資料4	燃料移送ポンプ及び電動機は新たに設置した建屋内にあるため、降下火砕物の内部への侵入を防ぐことから、その旨を追記した。	済
55	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	P111 表-3 気中降下火砕物濃度に対する評価対象施設の抽出結果について 原子炉補機冷却海水系ポンプが建屋内に設置されているのであればその旨を追記すること。	17条の3 (TS-78,改訂1) P117 資料4	原子炉補機冷却海水系ポンプが屋内に設置されている旨を追記した。	済
56	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	【その他】 「ユニット」が号炉を指しているのか、機器を指しているのか分りにくいので明確にすること。	17条の3 (TS-78,改訂1) p.25,52,62,97 資料2	号炉を指している場合と機器を指している場合があったため、記載を見直した。	済
57	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	【その他】 P45 緊急時対策要員の対応内容にフィルタベントの内容を追記する。	17条の3 (TS-78,改訂1) p.45 資料2	緊急時対策要員の対応内容にフィルタベント操作が含まれることを明記した。	済
58	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	【その他】 P59 第16 図 火山影響等発生時に使用する通信連絡設備の概要について 凡例にある「緑口」有線系／衛星系から有線系／無線系に修正する。	17条の3 (TS-78,改訂1) p.59 資料2	凡例にある「緑口」有線系／衛星系を有線系／無線系に修正した。	済
59	ヒヤリング	2020/5/15	17条の3 (TS-78)	【その他】 P86 降灰環境下における作業時の対応について 「1 概要 火山影響等発生時の屋外作業はすべて降灰開始前に完了することとしていることから、降灰環境下での作業はない。」コメントNo.46を受け記載の見直しを検討する。	17条の3 (TS-78,改訂1) p.86 資料2	格納容器ベント操作のうち、「フィルタ装置水位調整準備」及び「フィルタ装置水位調整等」は降灰後に実施する屋外作業であり、別紙1において「降灰環境下での屋外作業はないため」との記載を修正した。	済
60	ヒヤリング	2020/5/19	17条の5 (参考資料③)	P3 添付2 実施基準 7.4 手順書の整備 (1) ア.(イ) 化学管理GMの役割と技術計画GMの役割を文章を見直して明確にすること。	【回答資料⑮】 各社比較表p3 (参考資料③)	化学管理GMの役割(敷地内における有毒化学物質の調査)と技術計画GMの役割(敷地外における有毒化学物質の調査、有毒ガス発生時の吸気中の有毒ガス濃度評価)が明確となるよう記載を見直した。	
61	ヒヤリング	2020/5/19	17条の5 (参考資料③)	P5 添付3 重大事故等及び大規模損壊に係る実施基準 1.3 手順書の整備 保安規定への反映要否の理由の「可動源とSAIは重畳しないと整理しているため」をより適切な理由に見直すこと。	【回答資料⑮】 各社比較表p5 (参考資料③) 【回答資料⑯】 TS-10抜粋 (参考資料④)	TS-10 P894に記載の通り、中央制御室及び緊急時対策所に対する可動源の評価が防護判断基準値を下回るよう運用管理をすることとしており、本内容は、添付2ア.(ア)に記載している。	
62	ヒヤリング	2020/5/19	17条の5 (参考資料③)	P5 添付3 重大事故等及び大規模損壊に係る実施基準 1.3 手順書の整備 重要操作地点に行く運転・対処要員の有毒ガス防護に係る規定の要否を検討すること。	【回答資料⑮】 各社比較表p6 (参考資料③) 【回答資料⑯】 TS-10抜粋 (参考資料④)	TS-10 P894に記載の通り、重要操作地点で操作する対処要員に対する対応手順としては、特段の防護対策は不要であり、緊急時対策所に対する固定源及び可動源の評価が防護判断基準値を下回るよう運用管理をすることとしており、本内容は、添付2ア.(ア)に記載している。	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
63	ヒヤリング	2020/5/19	17条の4 (参考資料③)	添付2の実施基準の3. 火災影響等、積雪で単独事象として積雪発生時の体制の整備を規定しているので、「積雪」が第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)に含まれることを保安規定において明示してはどうか。 例えば、「その他自然災害(『地震、津波及び竜巻等』をいう)と記載している箇所に積雪を追加する等。			
64	ヒヤリング	2020/5/19	17条 (参考資料⑤)	原子炉停止時の格納容器内の火災の感知のための感知器を取替えることを保守管理として実施することについて、BWR特有の運用要求事項として保安規定に明記してはどうか。			
65	ヒヤリング	2020/5/19	17条 (参考資料⑤)	工認の基本設計方針において、タンクローリによる燃料補給時の火災防護の運用が記載されている。保安規定にこれを規定してはどうか。			